

議案第15号

鹿児島県土地利用審査会条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県土地利用審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

鹿児島県土地利用審査会条例（昭和49年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条第2項を次のように改め、同条を第5条とする。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 審査会は、委員7人以内で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

鹿児島県土地利用審査会の委員の定数を定める等のため、所要の改正をしようとするものである。